

平成27年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月9日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成27年12月9日

(10日間)

至 平成27年12月18日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 議案第48号

日程第 8 議案第49号

日程第 9 議案第50号

日程第10 議案第51号

日程第11 議案第52号

日程第12 議案第53号

日程第13 議案第54号

日程第14 議案第55号

日程第15 議案第56号

日程第16 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君
3 番 新 居 禎 三 君
6 番 籠 田 利 男 君
8 番 大 月 民 夫 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 三 澤 一 男 君

2 番 上 条 浩 堂 君
5 番 小 林 武 司 君
7 番 増 澤 武 志 君
9 番 西 牧 一 敏 君
1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君

副 村 長 中村俊春 君

教 育 長 山口隆也 君

会 計 管 理 者 住吉 誠 君

総 務 課 長 住吉 誠 君

税 務 課 長 篠原雅彦 君

住 民 課 長 青沼永二 君

保 健 福 祉 課 塩原美智代 君
長

子 育 て 支 援 課 長 小林好子 君

保 育 園 長 百瀬 清 君

産 業 振 興 課 長 赤羽孝之 君

建 設 水 道 課 長 旗町通憲 君

教 育 次 長 上條憲治 君

総 務 課 財 政 係 長 村田鋭太 君

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子 君

書 記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成27年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番・西牧一敏議員、10番・竹野入恒夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る12月1日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月18日までの10日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議員の皆様、おはようございます。本日、平成27年第4回議会定例会が開催にされるに当たりまして招集のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には何かと多用中ではありますが、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。さて、先日テレビ松本の役員会がありました。今、テレビ松本は4K放送でケーブルテレビの普及率の向上に取り組んでおります。ケーブルテレビの全国組織がつくる4K専門チャンネルの4K放送が今月1日より放送が開始されました。

4K放送とは、現在のフルハイビジョンの4倍の解像度を持つテレビ放送を言います。映像が高精密になり、色の表現域が広がりきれいな映像画面が見えるテレビです。テレビ松本は来年の山の日、8月11日に北アルプスの槍ヶ岳の山頂近くから松本駅に設けましたパブリックビューイングの大画面に山頂からの世界初の4K生中継を計画しています。テレビ松本は、今年の5月期の売上高24億円でインターネットプラス電話の加入活動の努力をされ、1割ほど増収となったと報告がありましたが、東京キー局の契約が切れて、ケーブルテレビの契約世帯が5%ほど減ったと報告がありました。

4K放送は全国配信のため、今まで地域の限られた世帯に送っていた観光スポットや祭りの映像をより高度なきれいな画像で全国各地に送れることから、松本地域の観光PRができ、観光客の誘客に大いに効果が期待される事業であります。

山形村もテレビ松本の株主でありますので、山形村の観光スポットや恒例の村のイベント、また松本山雅のホームタウンとしての活動を全国に発信するメディアツールとして大いに応援し活用をしていきたいと思っております。住民の皆様にはテレビ松本への新規の加入やインターネットプラス電話の加入にご理解とご協力をお願いを申し上げます次第です。

さて、国は人口減少の対策に人口ビジョンと地方創生まち・ひと・しごとの総合戦略の作成を求めています。当村は地方自治体の目標納期でありました10月30日までには未完成でありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内策定委員会を立

ち上げ、若手プロジェクトメンバーで検討をしています。本件につきましては一般質問にも上がっていますので、詳細は明日の一般質問にお答えしますが、この総合戦略は施策項目を目標を数値化して具体的な施策を明確にし、予算化をしていくものがあります。5年先、10年先の山形の姿にプロジェクトチームの斬新なアイデアに大いに期待するものであります。

県が期待するところは信州らしさを伸ばす施策でありますので、山形村も山形村らしい山形村を残す、山形村の魅力を明るく元気に発信していきたいと思っております。9月の議会定例会以降、議員の皆様もいろいろなところに視察研修に行かれ、いろいろな知識や研修をされたと伺いました。積極的な議員提案で山形村が山形村らしさを発信できるよう、また一歩でも明るく元気に進むようご協力をお願いをしたいと申し上げます。

さて、本議会ではご審議いただく議案は条例制定議案1件、条例の一部を改正する議案6件、平成27年度補正予算議案2件の計9件と行政報告の工事発注状況であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、年末に向かい寒さも厳しさを増してきますので、くれぐれもお体にご留意され、今議会のご審議のご精励をお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長（百瀬 久君） 行政報告、工事の発注状況についてであります。お手元に配付をされております資料の、「工事の発注状況」をご覧ください、ご報告にかえさせていただきます。
-

◎陳情の委員会付託

- 議長（平沢恒雄君） 日程第6、陳情の委員会付託を行います。本日までに受理しました陳情は、27陳情第4号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」の1件であります。

本日提案されました陳情については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎議案第48号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第7、議案第48号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について」を議題とします。

議案第48号について、村長の提案説明を求めます。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長（百瀬 久君） 議案第48号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

行政に手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度ですが、10月より全国一斉にマイナンバーが住民へ通知されています。そして、平成28年1月1日からはマイナンバーの利用が開始になります。

これによりまして、法律で定められた利用範囲で個人番号を使った法定事務を行います。法律で定められていない事務で村が独自に個人番号を利用するために必要な

事項や範囲を定める条例の制定であります。

実施時期については、平成28年1月1日からの実施としております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第48号についての詳細説明はありますか。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） では、詳細な説明をご説明申し上げたいと思います。議案の次のページですけれども、条例についてそれぞれ条文が規定されております。

まず、第1条の関係ですけれども、趣旨ということであります。これについては、2行目の後段からですけれども、法第9条第2項に係る個人番号の利用、それから法第19条第9号の関係の特定個人情報の提供に関する必要な事項を定めるというのがこの条例の趣旨でございます。

こういう関係の条例なのですけれども、それぞれ県のレベル、それから市町村のレベルにおいて、この12月の定例会までに、それぞれ議会の方に上程されましてご審議いただくというような格好になってくるかと思っております。

それから、第2条の定義ということで、それぞれ今回の条例に係る定義について（1）から（4）までそれぞれ記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

それから、第3条の村の責務というようなことで、3行にわたって村の責務ということで書かれておりますので、これについてもご覧いただきたいと思っております。

それから、次の第4条の個人番号の利用範囲ということであります。これにつきましては、第4条の関係で、後段に出てきますけれども別表第1と別表第2というのが出てきます。別表第1につきましては、村が独自に個人番号を利用する事務をそれぞれ記載してありますし、別表第2につきましては、村のこの執行機関内での個人情報のそれぞれの庁内の連携等に係るものについて条例で規定しております。

この中で別表第1とか別表第2、それからこの第4条のところの4行目なのですけれども、「が行う法別表第2」とか、それからその3項のところですか。3項の中段のところ「法別表第2」ということで、この条例に係る別表と法に係る別表が非常に入りまじっておりますので、そこら辺ご注意いただかないとちょっと混乱するかと思っておりますので、あくまで今回はその法ではなく、この条例に基づく別表を中心ということでそれぞれ条文等をご覧いただきたいと思っております。

第4条の関係は別表第1、別表第2ということで記載されています。

それから、1枚めくってもらいまして、第5条のところですけども、特定個人情報の提供ということで、これについては別表第3の方にどういうものが提供されるのかということでそれぞれ記載されております。

それから、この条例につきましては、平成28年1月1日から施行するというような格好であります。

次のページなのですけれども、別表第1ということであります。これについては、このページから次のページの上段までですけども、全部で16項目の記載があります。これについては機関と、それぞれどんなような事務が村独自の個人番号を利用するかという事務ということでありまして、現在考えられるものを一応村の条例の中から引っ張り出した中での16項目ということでありますので、今後条例制定とか、改正等あった場合は、この事務についても加えたり、カットしたりというようなことが出てくるかと思えます。

それから、別表第2の関係ですけども、ここに機関と事務と特定個人情報ということで、これについては4ページにわたっておりまして、全部で11項目が記載されております。この条例の本文の中でも出てくるのですけれども、第1欄とか第2欄というようなことで出てきます。第1欄というのが機関の列でありますし、第2欄というのはその中段の事務の列ということになりますし、第3欄については右の列の特定個人情報ということでありますので、1欄、2欄、3欄というのはそういう格好でご覧いただきたいと思えます。

それから、最後の方ですけども、別表第3ということで、第5条関係ということでありまして、これについては特定個人情報の提供に関するものがどんな項目があるかということで、3ページにわたりまして1から5まであります。これについても1欄、2欄、3欄、4欄というのは、それぞれ左から1欄、2欄、3欄、4欄というような格好になっておりますので、それぞれそういうことでご覧いただきたいと思えます。

先ほど申しましたけれども、国の法律が変わったりとか、村の条例等の改正等によりましてこの別表についても、その都度加えたりカットしたりというような格好で随時やっていきたいというようには考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより、議案第48号について、質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第49号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、議案第49号「山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） 議案第49号「山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成27年9月30日に公布されたことに伴い、関連して山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じました。

内容につきましては、法人番号の定義の追加が主なものになります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第49号についての詳細説明はありますか。

○税務課長（篠原雅彦君） 特にありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより、議案第49号について、質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第50号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9、議案第50号「山形村国民健康保健税条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第50号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

マイナンバー制度の開始に向けて、固定資産税等の減免申請書につきましては、申請書様式に個人番号等の記入欄を追加するための一部改正を、本年6月に承認いただいたところであります。

そこで、国民健康保険税減免申請書についても、個人番号の記入欄を設けるために、条例の一部改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第50号についての詳細説明はありますか。

○税務課長（篠原雅彦君） 特にありません。

○議長（平沢恒雄君） これより議案第50号についての質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第51号

○議長（平沢恒雄君） 日程第10、議案第51号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第51号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本年3月の議会におきまして、番号制度における個人番号カードの再発行手数料の額を規定したところではありますが、国で定めた金額の扱いに変更があったため、同条例に規定の金額の改正を行うものです。

規定では1件につき1,000円がそのまま村の収入としましたが、このうち200円は村の収入を通さず発行機関に支払うこととなったため、内容の改正を行い、来年1月から対応するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第51号についての詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長(青沼永二君) 詳細の説明をします。当初国では早急にこの条例を規定するよう指示がありまして、先ほど村長説明のとおり3月議会で規定しましたけれども、その後、詳細な事項で変更があったための今回の改正であります。

1件についての1,000円は変わりありませんけれども、そのうち200円につきましては交付する機関、J-LISの方へ支払いがされます。したがって、1,000円のうち800円が収入、200円は歳入歳出外扱いとして支払うという形になりますので今回の改正になります。よろしくお願い致します。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第51号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野入議員。

○10番(竹野入恒夫君) この金額というのはこれは全国一律ですか。

○議長(平沢恒雄君) 青沼課長。

○住民課長(青沼永二君) はい、そのとおりです。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第52号

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、議案第52号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第52号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である番号法及び関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令が公布され、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされました。

これを受け、山形村介護保険条例について、介護保険法施行規則に基づく資格取得の届け出事項に個人番号を追加する条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第52号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第52号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第53号

○議長（平沢恒雄君） 日程第12、議案第53号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第53号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

このたび国民健康保険法の一部が改正となり、山形村国民健康保険条例におきまして引用している「条」に変更が生じたので、一部改正を行うものです。内容については変更ありません。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第53号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（青沼永二君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより議案第53号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で終了します。

◎議案第54号

○議長（平沢恒雄君） 日程第13、議案第54号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第54号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が、平成27年9月30日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されました。

それに伴い、山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例で規定する損害補償基準等に関する規定の改正が必要となりましたので、この一部を改正する条例の一部を改正するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第54号についての詳細説明はありますか。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 若干補足で申し上げたいと思いますけれども、今回の条例の名前なのですが、「条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」ということだからダブったような感じになっておりますけれども、この消防団員等の公務災害補償条例につきましては、平成13年に条例として制定されておまして、今回この13年に制定されたものにつきましては、第1条から第29条までというようなことでありまして、今回の一部を改正する条例につきましては、平成19年のときにその一部改正を行ったのですけれども、この29条までの中には入らずに附則ということで、その29条の後の方に附則というような格好でこの19年に改正されたものがそっくりのってきておりますので、その附則に係るものの改正ということでございますので、一部を改正する条例の一部を改正する条例というようなことになっておりますので、そこら辺非常に混乱するかと思いますけれども、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第54号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第55号～議案第56号

○議長（平沢恒雄君） 日程第14、議案第55号及び日程第15、議案第56号を一括して議題とします。

書記をして件名の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第55号及び議案第56号の議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第55号と議案第56号の補正予算2件について、提案説明申し上げます。

まず、議案第55号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするものです。第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出を2億3,911万7,000円減額し、補正後の予算規模は34億1,385万4,000円となっています。

主なものを申し上げますと、歳入予算では国庫支出金の土木費国庫補助金が2,570万円の減額、村債の緊急防災・減災事業債が2億1,770万円の減額などとなっております。

歳出予算では、総務費で防災行政無線整備費等を計2億2,240万7,000円の減額、土木費で道路舗装補修工事費等を計5,027万9,000円の減額など計上をいたしました。

第2条の地方債の補正は、村道舗装修繕事業を廃止し、防災行政無線整備事業の限度額を730万円に変更するなど定めるものです。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、議案第56号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）であります。歳入・歳出ともに金額

が確定となったものにつきまして、既決予算額と整合を図るものであります。特に国庫金の平成26年度分の精算に伴う償還金は1,400万円で繰越金をもって精算するものであります。

全体では歳入歳出ともに4,961万8,000円を追加し、12億9,411万8,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第55号についての詳細説明はありますか。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） では、一般会計（第3号）につきましてのご説明を申し上げたいと思います。

今回の第3号につきましては、第1条の歳入歳出予算の補正、それから第2条の地方債の補正ということになっております。2ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入の関係でありますけれども、一番下の欄の20の村債の欄の補正額を見ていただきますと、三角の2億3,870万円というような大きな減額であります。これにつきましては、防災行政無線事業の総務関係なんですけれども、それが減額の2億1,770万円、それから公共事業等債の土木費の関係ですけれども、減額の2,000万円の減額ということで、この2件がこの今回の補正の大きな減額の要素になっております。

それから、13番の国庫支出金、それから14番の県支出金の関係ですけれども、それぞれ1番の国庫負担金、県負担金につきましては民生費の関係ですけれども、保育所の運営費の負担金が国庫、県からそれぞれ増額で交付されるというようなことで、それぞれプラスの負担金の追加になっておりますし、国庫支出金の中の国庫補助金につきまして合計で1,942万円の減額となっております。

これにつきましては、土木費の関係で社会資本整備の交付金が減額の2,570万円の減額、それからプラスとしましては総務費の関係で社会保障、それから番号制度システムの整備の補助金というようなことで600万円ほどがプラスになっておりまして、総合計で減額の1,942万円の減額となっております。

それから、県補助金の関係ですけれども、1,045万4,000円の増となっておりますけれども、これにつきましては民生費の関係で子ども子育ての支援交付金、それから地

域介護、福祉空間整備の、施設整備の交付金というようなことで1,045万4,000円の増になっております。

というような関係で、県支出金が大分伸びたというような関係で、17番の基金繰入金ですけれども、減額の1,731万7,000円の減額というようなことで減額をさしていただいたという状況であります。

めくってもらいまして、4ページ、5ページの関係ですけれども、歳出の関係です。この中で一番大きいのは、やはり款の2の総務費ですけれども、項の1の総務管理費で減額の2億2,422万6,000円ということになっております。これは防災諸費の中で防災行政無線の整備工事を今年度は無理だということで、28年度の方に回すというようなことで、工事費についてそっくり減額したということでこれだけの金額の減額になっております。

それから、款の3の民生費の関係では社会福祉費、それから児童福祉費について歳入の関係に伴いまして、それぞれ社会福祉費、児童福祉費が合計で1,688万9,000円の増というようなことになっております。

それから、款の8の土木費の関係ですけれども、歳入の方でもありましたけれども、27年度に予定をしておりました道路舗装の補修工事につきまして、27年度はどうもできないというようなことになりましたので、今回の補正で減額ということで、土木費の関係で5,000万円ほどの減額と大きな減額になっております。

というようなことが歳出の中心であります。

それから、ページをめくってもらいまして6ページの関係ですけれども、第2表の地方債の補正の関係です。今回は廃止が1件、それから変更が3件というようなことでございまして、廃止につきましては歳入歳出の方でもありましたけれども、27年度に予定しておりました村道舗装補修事業が27年度はできないというようなことで、地方債の限度額をそっくり落としたということでもありますし、あと変更の方では、一番上ですけれども、防災行政無線整備事業につきましては、工事費を来年度に先送りするというような格好で、その工事分の起債がそっくり減額というようなことになっております。

あと、それぞれ歳入歳出補正予算の事項別明細書、それから最後の方になりますけれども、31ページの方には補正予算の給与費明細書、それから32ページの方には地方債の調書等が添付されておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第56号についての詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、補足をさせていただきます。

補正の全体額につきましては、先ほど村長説明のとおりであります。主な部分のみご説明します。

それでは、補正予算書6ページをお開きください。6ページです。歳入では交付金や前年度繰越金など確定になったものを補正しています。5款 療養給付費等交付金、6款 前期高齢者交付金、10款 繰越金などです。

それから、8ページをお開きください。8ページからの歳出では一番下の表、3款です。後期高齢者支援金で確定となったものの補正です。

それから、飛びまして10ページ、10ページの11款 諸支出金では国庫金1,400万円の償還ですが、これを繰越金をもって充てるほか、それ以外の繰越金7,300万円ほどになりますが、これの2分の1相当を、ページでは戻りまして9ページの9款、支払準備基金に積み立てを行うものが主な内容であります。

以上よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） これより議案第55号及び議案第56号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第16、議案の委員会付託を議題とします。

本日、提出されました議案第48号から議案第56号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各

常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 9時50分）